

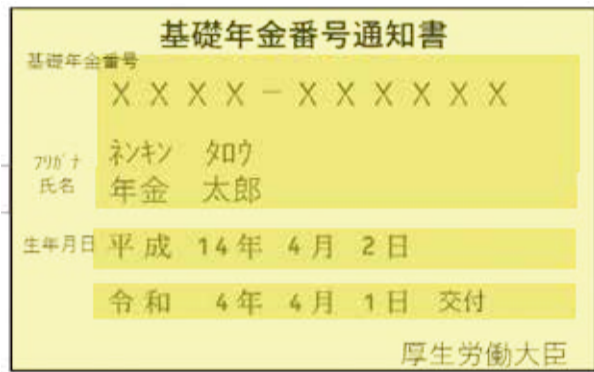
国民年金のお知らせ

4月から変わる制度についてお知らせします

問合せ 日本年金機構 釧路年金事務所 (☎61-6000、61-6001)
 ご不明な点や手続きについて、詳しくはお問い合わせください。

基礎年金番号通知書の発行が始まります

4月1日以降、新たに年金制度に加入する方や、年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書が発行されます。
 既に年金手帳や年金証書をお持ちの方には、通知書の発行は行いません。
 引き続き、「基礎年金番号の分かるもの」としてお使いいただけますので、大切に保管してください。



運転免許証と同じサイズです▶

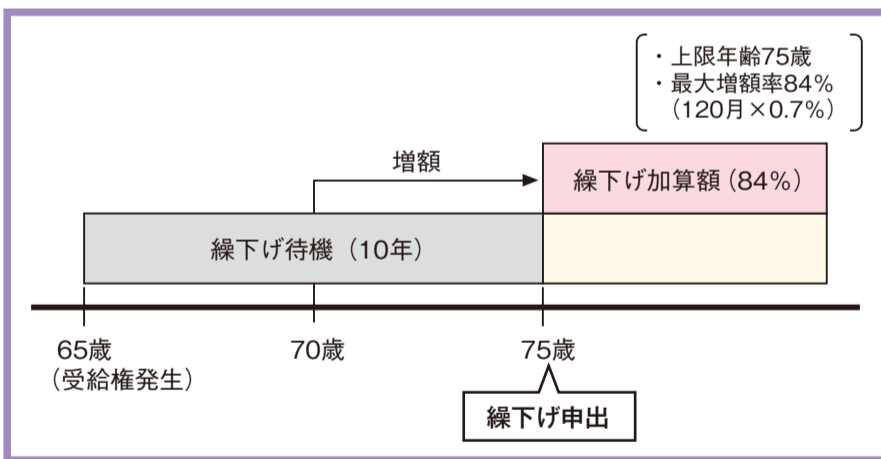
年金受給の制度が改正されます

●受給を開始する時期の選択肢の拡大

65歳から受給する老齢年金が、高齢者が自身の就労状況等に合わせ、より柔軟に受給開始時期を選択できるよう見直しされました。
 ※各種要件や注意点がありますので、事前に年金事務所等で年金額の試算を行った上で手続きを行ってください。

■繰下げ受給の上限年齢の変更 (70歳→75歳)

※4月2日以降に70歳になる方が対象
 受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。
 年金額は、1カ月当たり0.7%増額されるため、75歳まで繰り下げて年金を受け取り始めた場合の年金額は、65歳から受給するときと比べて84%増額となります。



■繰上げ受給の減額率の変更 (0.5%→0.4%)

※4月2日以降に60歳になる方が対象
 60歳から繰り上げて年金を受給するときの減額率が0.5%から0.4%に変更されます。これまで、60歳から受給すると最大30%減額されていたものが、最大24%減額となります。
 なお、希望により繰上げ受給を請求した時点(月単位)に応じて減額されて、その減額率は一生変わりません。

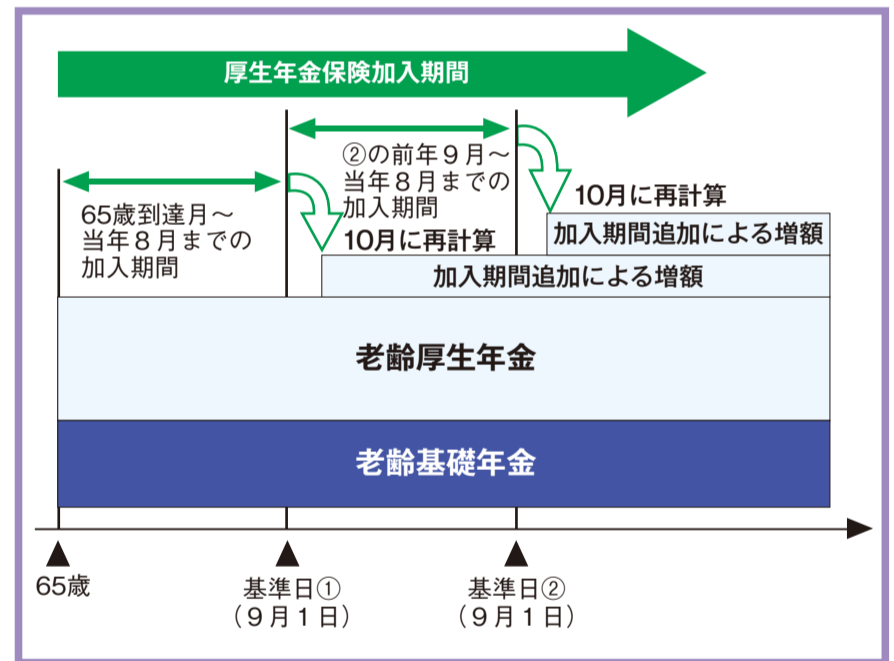
●働きながら老齢厚生年金を受給するときの制度の見直し

■支給が停止される基準額の変更 (28万円→47万円)

受給しながら会社に勤めて、厚生年金保険に加入し、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準額を超えた場合、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されます。
 60歳以上65歳未満の方について、基準額の見直しが行われ、65歳以上の方と同じ基準額「47万円」に緩和されます。

■在職定時改定の導入 (退職時・70歳到達時→毎年改定)

65歳以降に厚生年金保険に加入していた期間の、加入期間追加による年金増額改定について、これからは、在職中であっても毎年一回、10月分(12月受け取り分)から年金額の改定が行われます。



「支所のあり方」に関する住民説明会を開催します

問合せ 市役所戸籍住民課戸籍住民担当 (☎31-4523)

市では、釧路地域の市役所支所4支所1分室のうち、春採、桜ヶ岡、大楽毛の3支所および鳥取支所分室を23(令和5)年2月末で廃止することを検討しています。
 この検討内容を地域住民の皆さんにご説明するとともに、広くご意見をいただくため、住民説明会を開催しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を延期していましたが、4月19日(火)より右記日程で再開します。
 時節柄大変お忙しいとは存じますが、ぜひご出席ください。よろしくお願いいたします。

開催日	時間	場所
4月19日(火)	午後6時30分	城山会館(城山1-12-13)
4月22日(金)		大楽毛生活館(大楽毛4-8-7)
4月26日(火)		市役所防災庁舎5階会議室(黒金町8-2)
4月28日(木)		春採下町会館(武佐1-3-25)
5月10日(火)		駒場会館(駒場町11-8)
5月13日(金)		大星会館(大楽毛北1-1-10)

※春採下町、駒場の各地区会館および大楽毛生活館は駐車スペースが狭いため、車の来場はご遠慮ください。